

○栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金交付要綱

平成24年5月15日

告示第93号

改正 平成28年3月29日告示第62号

平成29年3月27日告示第72号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に居住する又は居住予定のある者が環境に配慮した省エネルギー機器を対象住宅に設置するときに、予算の範囲内において栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「対象住宅」とは次に掲げる要件を満たす住宅をいう。

- (1) 居住を目的とした住宅（小規模店舗等（市長が認めるものに限る。）を併設するものを含む。）であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者又はその者と生計を一にする者が所有又は所有しようとする住宅であること。

2 この要綱において「住宅用省エネルギー機器」とは、別表に掲げる住宅用省エネルギー機器であって、未使用品のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、又は居住しようとする者
- (2) 住宅用省エネルギー機器を新規に設置する建物の所有者が複数人であるときは、当該建物を共同して所有する者から住宅用省エネルギー機器の設置に関し承諾を受けている者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して、既存住宅のときは原則として3箇月以内に、新築の場合は原則として6箇月以内に設置工事を完了できる者であって、かつ、補助金の交付の決定を受けた年度の12月末日までに設置工事を完了できるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、住宅用省エネルギー機器を新たに購入する経費のうち、市長が認める額（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額が8万円を超えるときは、8万円）とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める申請期間内に、栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用省エネルギー機器の購入に係る見積書の写し
- (2) 住宅用省エネルギー機器を設置する対象住宅及び設置場所が確認できる図面及び写真
- (3) 住宅用省エネルギー機器の形状、規格等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- (4) 住宅用省エネルギー機器を設置する対象住宅の所有者が、申請者又はその者と生計を一にする者であることが確認できる書類
- (5) 住宅用省エネルギー機器を設置する対象住宅に申請者以外の所有者がいる場合は、当該所有者の承諾書(様式第2号)
- (6) 申請者(前号に規定する承諾書を提出した者がいる場合は、その者を含む。)の市町村民税その他市長が定める地方税を滞納していないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請回数は、対象住宅につき住宅用省エネルギー機器の区分に応じ、それぞれ1回とする。

(平29告示72・一部改正)

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(工事の着手等)

第8条 申請者は、前条第1項に規定する交付決定通知書を受理するまでは、住宅用省エネルギー機器の設置工事に着手してはならない。

(交付申請の内容の変更)

第9条 第7条第1項に規定する交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知書を受けた後、交付決定を受けた申請内容を変更し、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事

業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、変更、中止又は廃止の承認を決定したときは、その旨を栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業計画（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（平29告示72・一部改正）

（実績報告）

第10条 補助事業者は、住宅用省エネルギー機器の設置工事が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた年度の1月末日のいずれか早い日までに、栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用省エネルギー機器を設置した状況が分かる写真
- (2) 住宅用省エネルギー機器の設置工事に要した費用の領収書及び内訳書の写し
- (3) 住宅用省エネルギー機器を設置した対象住宅への転居を条件とした交付決定を受けた者にあつては、その住民票の写しその他の当該対象住宅に居住することを示す書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付し

た補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、当該補助事業に係る収入、支出等についての証拠書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(平29告示72・一部改正)

(住宅用省エネルギー機器の管理)

第15条 被交付者は、住宅用省エネルギー機器を善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 前項に規定する住宅用省エネルギー機器の管理期間を6年とする。

3 前項の場合において、被交付者は、天災地変その他被交付者の責に帰することのできない理由により、住宅用省エネルギー機器が損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(住宅用省エネルギー機器の処分の制限)

第16条 被交付者は、住宅用省エネルギー機器を前条第1項に規定する期間内において、住宅用省エネルギー機器を処分しようとするときは、あらかじめ処分等承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条から第16条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(平28告示62・一部改正)

附 則 (平成28年3月29日告示第62号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日告示第72号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平28告示62・全改)

番号	住宅用省エネルギー機器	備考
1	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	日本工業規格(JIS C9220規格)表示で年間給湯保温効率又は年間給湯効率が

		2. 4以上であること。
2	ガスエンジン給湯器（エコウィル）	総合効率が低位発熱量基準で80パーセント以上であること。
3	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（エコワン）	次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。 （1） 給湯熱効率が90パーセント以上の機器であること。 （2） ヒートポンプを併用するシステムであること。
4	木質ペレットストーブ	燃料の定量的供給ができる構造であること。